

指定（介護予防）訪問看護 フローレンス 運営規程

初版：令和 5年 9月 1日

（事業の目的）

第1条 医療法人財団恵仁会が開設する訪問看護ステーション フローレンス（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定（介護予防）訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：保健師もしくは看護師 1名（看護職員と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- （2）看護職員：保健師、看護師、准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- （3）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：適当数

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（事業所の名称及び所在地、営業日及び営業時間）

第4条 事業所の名称及び所在地、営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）名称 訪問看護ステーション フローレンス
- （2）所在地 富山県中新川郡立山町大石原225番地
- （3）営業日 月曜日～土曜日
- （4）営業時間 8：30～17：30（24h利用者や家族等からの電話等による連絡体制を整備）

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中新川郡立山町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束について)

第10条 事業者は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束について基本的に行いません。やむを得ず身体に危険を及ぼす場合、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に書面で同意を得て、その対応・時間・利用者の心身の状況を記録した上

で行います。ご本人の負担を最小限にするため、短時間で危険のないよう深く配慮する。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 3 カ月以内 / 継続研修 年 4 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、利用者又は家族等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

(業務継続計画)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品などの衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(ハラスメントの禁止)

第 14 条 下記の(1)～(4)の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除とする。

- (1) 身体的暴力(物をなげつける・刃物を向ける・服をひきちぎる・手をはらいのける)
- (2) 精神的暴力(怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする)
- (3) セクシャルハラスメント(身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる)
- (4) カスタマーハラスメント(契約外の無理難題の要求など)

附 則

この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。

改定 令和7年2月21日 一部改訂